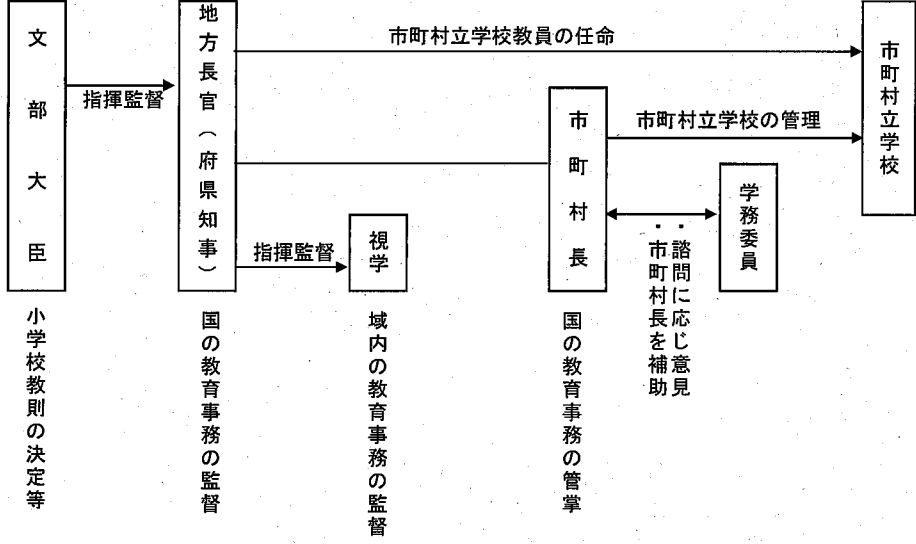
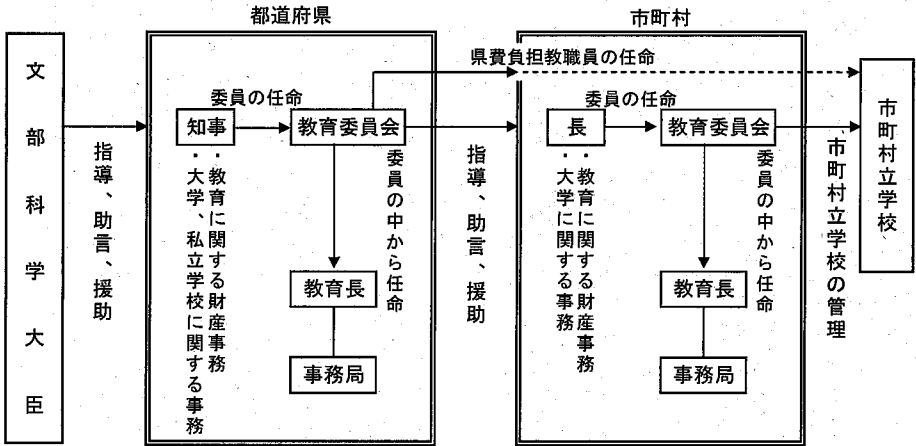


戦前における地方教育行政制度の仕組み

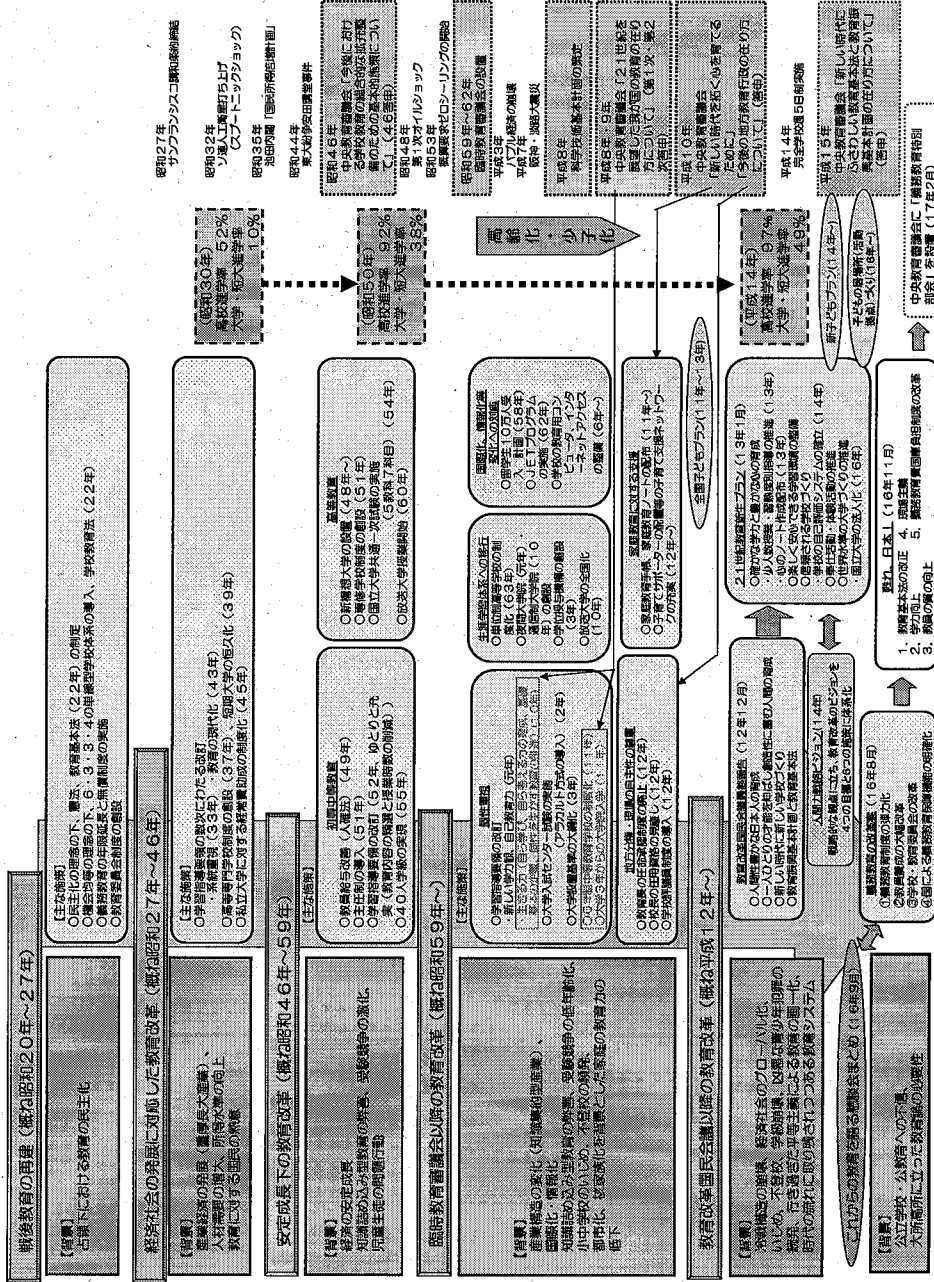
戦前においては、教育に関する事務は専ら国の事務とされていた。教員の身分についても、官吏として、その任命は、地方長官としての府県知事が行うこととされていた。



(参考) 現行制度



戦後教育改革の流れ

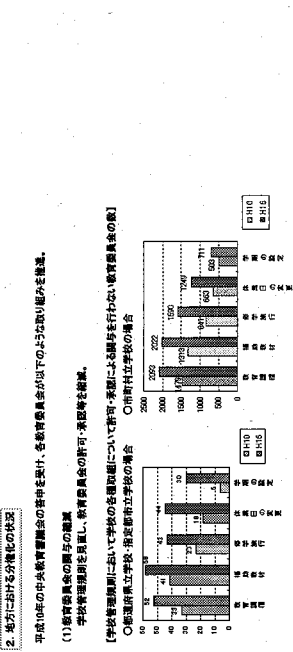


教育における地方分権の推進状況

1. 分権のための制度改正

- (1) 国から国へ
 - 教育基本法(平成15年改正)
 - 教育委員の任命権を国から国へ移行
 - 国が地方公共団体に対する指導・助言・援助・援助(平成15年改正)
 - 地方公共団体に対する指導・助言・援助(平成15年改正)
- (2) 国から地方へ
 - 教育委員の任命権を国から地方へ移行
 - 地方公共団体に対する指導・助言・援助(平成15年改正)
 - 地方公共団体に対する指導・助言・援助(平成15年改正)
 - 地方公共団体に対する指導・助言・援助(平成15年改正)
 - 地方公共団体に対する指導・助言・援助(平成15年改正)

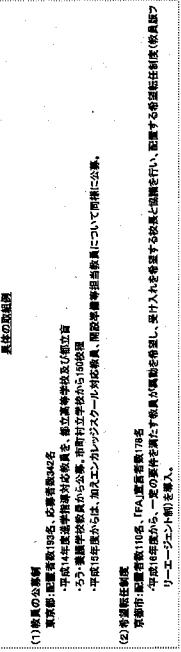
- (3) 地方における分権化の状況
 - 平成10年の中央教育審議会の報告を受け、各教育委員会が以下のよう取り組みを推進。
 - ① 教育委員会の構成の多様化(平成14年)
 - ② 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ③ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ④ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑤ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑥ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑦ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑧ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑨ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑩ 教育委員会の任期の延長(平成14年)



東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長

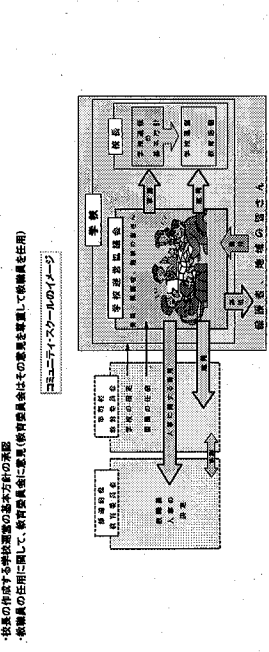
(2) 地方分権化の状況

- 平成10年の中央教育審議会の報告を受け、各教育委員会が以下のよう取り組みを推進。
 - ① 教育委員会の構成の多様化(平成14年)
 - ② 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ③ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ④ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑤ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑥ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑦ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑧ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑨ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑩ 教育委員会の任期の延長(平成14年)

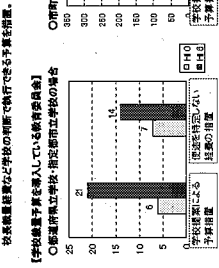


4. 学校運営協議会の設置

- 保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置可能とするため、第19回通商審議会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正(平成14年)。
- 学校運営協議会の主な役割
 - 校長の任命する学校運営協議会の基本方針の承認
 - 教育委員の任命に関して、教育委員会はその意見を尊重して教育委員を選任



(2) 学校予算の編成状況



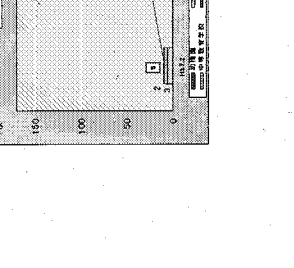
東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長

(2) 地方分権化の状況

- 平成10年の中央教育審議会の報告を受け、各教育委員会が以下のよう取り組みを推進。
 - ① 教育委員会の構成の多様化(平成14年)
 - ② 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ③ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ④ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑤ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑥ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑦ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑧ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑨ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑩ 教育委員会の任期の延長(平成14年)

(2) 地方分権化の状況

- 平成10年の中央教育審議会の報告を受け、各教育委員会が以下のよう取り組みを推進。
 - ① 教育委員会の構成の多様化(平成14年)
 - ② 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ③ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ④ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑤ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑥ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑦ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑧ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑨ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑩ 教育委員会の任期の延長(平成14年)

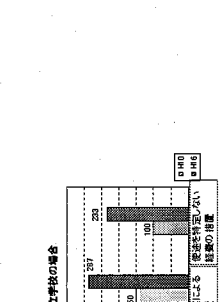


4. 学校運営協議会の設置

- 保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置可能とするため、第19回通商審議会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正(平成14年)。
- 学校運営協議会の主な役割
 - 校長の任命する学校運営協議会の基本方針の承認
 - 教育委員の任命に関して、教育委員会はその意見を尊重して教育委員を選任



(2) 学校予算の編成状況



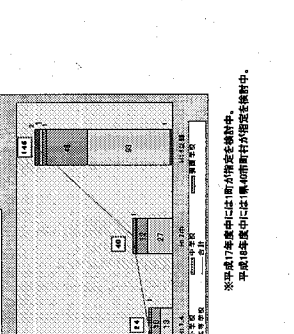
東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長 東京都立学校 校長

(2) 地方分権化の状況

- 平成10年の中央教育審議会の報告を受け、各教育委員会が以下のよう取り組みを推進。
 - ① 教育委員会の構成の多様化(平成14年)
 - ② 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ③ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ④ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑤ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑥ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑦ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑧ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑨ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑩ 教育委員会の任期の延長(平成14年)

(2) 地方分権化の状況

- 平成10年の中央教育審議会の報告を受け、各教育委員会が以下のよう取り組みを推進。
 - ① 教育委員会の構成の多様化(平成14年)
 - ② 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ③ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ④ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑤ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑥ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑦ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑧ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑨ 教育委員会の任期の延長(平成14年)
 - ⑩ 教育委員会の任期の延長(平成14年)



4. 学校運営協議会の設置

- 保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置可能とするため、第19回通商審議会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正(平成14年)。
- 学校運営協議会の主な役割
 - 校長の任命する学校運営協議会の基本方針の承認
 - 教育委員の任命に関して、教育委員会はその意見を尊重して教育委員を選任



地方分権時代における教育委員会の在り方について (部会まとめ)概要

平成16年3月に「地方分権時代における教育委員会の在り方について」諮問
地方教育行政部会(部会長:鳥居泰彦)において検討し、部会として取りまとめ

地方教育行政の在り方

- ① 全国的な教育水準の確保と市町村や学校の自由度の拡大
- ② 説明責任の徹底
- ③ 保護者や地域住民の参画の拡大

I 教育委員会制度の意義

- 教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映のため、教育委員会は、今後必要。
- 教育委員会を置かないことを認めるとの意見については、今後、引き続き検討。

II 主な改善事項

(1)教育委員会の組織等の弾力化

- 自治体がそれぞれの実情に応じて教育委員会の組織や運営について決定できるようにすることを検討。

(2)首長と教育委員会の権限分担の弾力化

- 文化、スポーツ等に関する事務については、自治体の実情に応じて首長が担当することを選択できるようにすることを検討。
- 学校教育、社会教育は、引き続き教育委員会が担当。

(3)市町村への教職員人事権の委譲

- 教職員の人事権は、できる限り市町村に委譲する方向で見直すことを検討する一方、県内全域での人材確保にも留意。
- 当面、中核市や一定規模以上の市町村に委譲する方向で検討。

(4)学校評価の改善

- 学校の自己評価の実施とその公表を義務化することを検討。
- 外部評価は、教育活動の改善のために有効であり、より充実する観点からその在り方について検討。

その他、○教育委員会の自己評価、○学校の裁量権限拡大、
○学校評議員・学校運営協議会の設置の推進 等

資料3

教育委員会の現状に関する調査

実施時期：平成15年7月18日～8月8日
調査対象：全都道府県・指定都市教育委員会
全市町村等教育委員会
対象期間：平成14年度問又は平成15年5月1日現在の状況

目次

1. 委員5人制、3人制の町村及び組合等の教育委員会数 1
2. 教育委員会の公費状況 1
3. 広域化等の状況 1
4. 教育委員会の状況
 (1) 教育委員の年齢構成 2
 (2) 教育委員における女性・保護者の割合 3
 (3) 教育委員の職業別構成 4
 5. 教育委員会会議の開催回数 5
 6. 教育委員会の会議の傍聴者数、議事録の公表 6
 7. 住民広聴会等の実施状況 7
 8. 校長会・教頭会との意見交換の実施状況 8
 9. 教育委員の施設訪問の実施状況 9
 10. 教育委員と首長との意見交換会の実施状況 10
 11. 教育委員会が独自に策定した中長期的な計画 11
 12. 教育行政に関する政策評価の実施状況 11

※なお、一部データは「教育行政調査」（平成13年5月1日現在）による。

1. 委員5人制、3人制の町村及び組合等の教育委員会数

総数	5人制	3人制
2,713 (100%)	2,645 (97.5%)	68 (2.5%)

※町村教育委員会については、教育委員の数を記入している。

2. 教育委員の公費状況

都道府県・指定都市	市町村
0団体	16団体

○教育委員(教育長候補者)を公費した団体

12団体	宮城県志津川町、福島県原町、白河市、三孝町、千葉県浦安市、東京都国立市、青ヶ島町、神奈川県鎌倉市、静岡県裾野市、愛知県西春日町、三重県朝日町、佐賀県西春日町
------	--

○教育委員(教育長候補者ではない)を公費した団体

7団体	栃木県水戸市、千葉県流山市、野田市、四街道市、東京都八王子市、多摩市、国立市
-----	--

3. 広域化等の状況

《一部事務組合・広域連合教育委員会の事務内容の内訳》
(平成15年5月1日現在)

学校関係	学校給食組合	研修センター	社会教育	合計数
79	45	13	47	177
1	0	0	1	2

(注) 学校関係は、平成13年5月1日現在の参考数であり、左欄の合計とは一致しない。

(注) 合計数は、平成13年5月1日現在の参考数であり、左欄の合計とは一致しない。

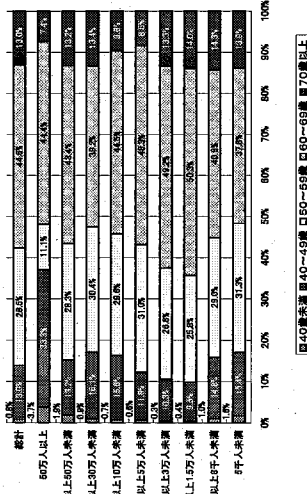
《協議会、職員の共同設置、事務委託の実施状況》
(平成15年5月1日現在)

協議会	393(11.9%)	教員研修、施設管理、児童館、児童センター、学芸会
職員の共同設置	207(6.3%)	指導主事、社会教育主事
事務委託	91(2.8%)	読書指導

4. 教育委員の状況

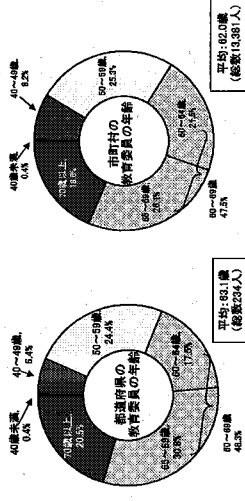
(1) 教育委員の年齢構成(市町村別)

注) 平成14年1月1日以前に任命された教育委員(教育長を除く)約4,000人を対象として調査。
年齢は平成15年5月1日現在の年齢。



40歳未満 10.4% 40～49歳 28.5% 50～59歳 44.6% 60～69歳 11.3% 70歳以上 1.9%

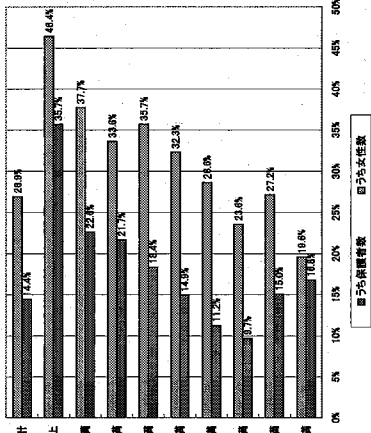
【参考】平成15年5月1日現在の教育委員の年齢構成



注: 教育長たる教育委員は除く。
注: 調査時及び発表日が異なるため、上記の構比は一致しない。

(2) 教育委員における女性・保母者の割合(市町村別)

注) 平成14年1月1日以前に任命された教育委員(教育長を除く)約4,000人を対象として調査。



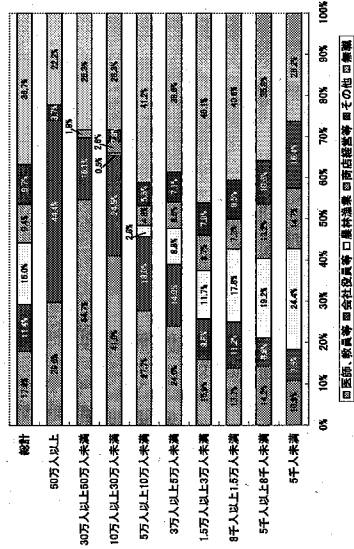
【参考】平成13年5月1日現在の教育委員における女性・保母者の割合

	都道府県	市町村
女性の割合	28.6%	21.2%
保母者の割合 (参考:総数)	10.3%	12.1%
	234人	13,381人

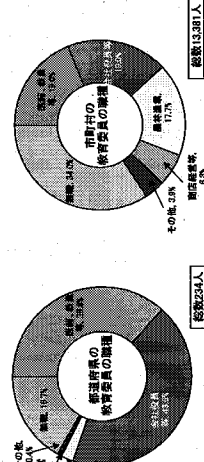
注: 教育長たる教育委員は除く。
注: 調査時及び発表日が異なるため、上記の構比は一致しない。

(3) 教育委員の職業別構成(市町村別)

注) 平成14年1月1日以前に任命された教育委員(教育長を除く)約4,000人を対象として調査。
職業は平成15年5月1日現在の職業。

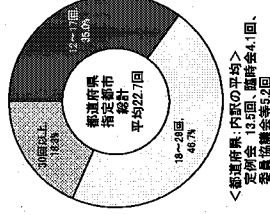


【参考】平成15年5月1日現在の教育委員の職業別構成



注: 教育長たる教育委員は除く。
注: 調査時及び発表日が異なるため、上記の構比は一致しない。

5. 教育委員会会議の開催回数

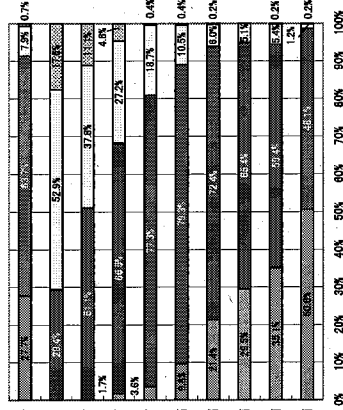


<都道府県:内訳の平均>
定例会 13.5回、臨時会4.1回、委員協議会等5.2回

<市町村:内訳の平均>
定例会 8.5回、臨時会2.9回、委員協議会等0.9回

注) 平成14年度間の開催回数を調査したものを。

(5-2) 教育委員会会議の開催回数(市町村別)

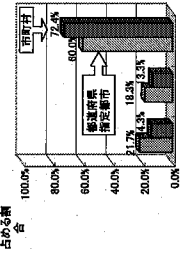
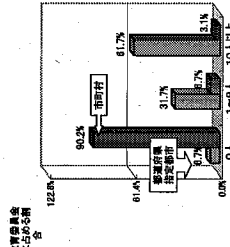


回覧係・教員等(司書・社会福祉司・児童相談士等) 口屋・林業 町会役員等 その他

注) なお、市町村別構成のデータについては、市町村合併等に伴い、調査対象期間中に構比の変動があったものなど、一部統計に含まれていないものがあり、上のグラフの市町村合計と必ずしも一致しない。以下、6.への表においても同じ。

6. 教育委員会の会費の傍聴者数、議事録の公表

(平成14年度)



注) 無回答は10人としてカウント。以下の表と同じ。

(6-2) 教育委員会の会費の傍聴者数(市町村別)

総計	68人	83%
50万人以上	11人	16%
30万人以上50万人未満	60人	88%
10万人以上30万人未満	46人	68%
5万人以上10万人未満	30人	44%
3万人以上5万人未満	21人	31%
15万人以上15万人未満	3人	4%
8千人以上15万人未満	2人	3%
5千人未満	2人	3%

□0人 □1-9人 □10人以上

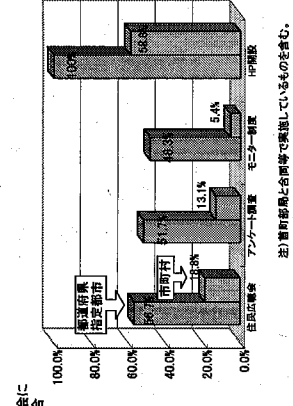
(6-3) 教育委員会の会費の議事録の公表(市町村別)

総計	71人	71%
50万人以上	13人	18%
30万人以上50万人未満	58人	82%
10万人以上30万人未満	47人	66%
5万人以上10万人未満	32人	45%
3万人以上5万人未満	22人	31%
15万人以上15万人未満	3人	4%
8千人以上15万人未満	2人	3%
5千人未満	2人	3%

□0人 □1-9人 □10人以上
□詳細な議事録公表 □簡単な議事録公表 □作成するが公表せず

7. 住民広聴会等の実施状況

(平成14年度)



注) 質問書と合同等で実施しているものを含む。

(7-2) 住民広聴会等の実施状況(市町村別)

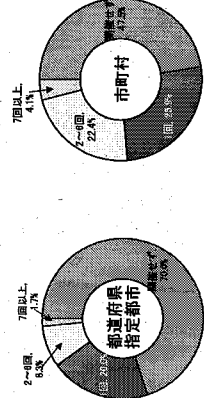
総計	19%
50万人以上	33%
30万人以上50万人未満	17%
10万人以上30万人未満	12%
5万人以上10万人未満	12%
3万人以上5万人未満	10%
15万人以上15万人未満	8%
8千人以上15万人未満	7%
5千人未満	7%

□住民広聴会を開催 □アンケート調査を実施 □モニター制度有り

注) 質問書と合同等で実施しているものを含まない。

8. 校長会・教頭会との意見交換の実施状況

(平成14年度)



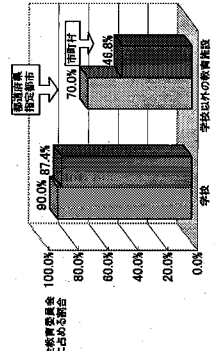
(8-2) 校長会・教頭会との意見交換の実施状況(市町村別)

総計	72%
50万人以上	50%
30万人以上50万人未満	73%
10万人以上30万人未満	72%
5万人以上10万人未満	70%
3万人以上5万人未満	70%
15万人以上15万人未満	70%
8千人以上15万人未満	70%
5千人未満	70%

□開催せず □1回 □2回 □3回 □4回 □5回 □6回 □7回以上

9. 教育委員の施設訪問の実施状況

(平成14年度)



(9-2) 教育委員の施設訪問の実施状況(市町村別)

総計	87%
50万人以上	87%
30万人以上50万人未満	87%
10万人以上30万人未満	87%
5万人以上10万人未満	87%
3万人以上5万人未満	87%
15万人以上15万人未満	87%
8千人以上15万人未満	87%
5千人未満	87%

□訪問なし □1ヶ所未満 □2ヶ所未満 □3ヶ所未満 □4ヶ所以上

注) 同一施設への複数回の訪問は、「1ヶ所」としてカウント。各校も同じ。

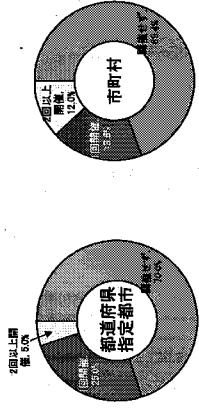
(9-3) 教育委員の施設訪問の実施状況(市町村別)

総計	87%
50万人以上	87%
30万人以上50万人未満	87%
10万人以上30万人未満	87%
5万人以上10万人未満	87%
3万人以上5万人未満	87%
15万人以上15万人未満	87%
8千人以上15万人未満	87%
5千人未満	87%

□訪問なし □1ヶ所未満 □2ヶ所未満 □3ヶ所未満 □4ヶ所以上

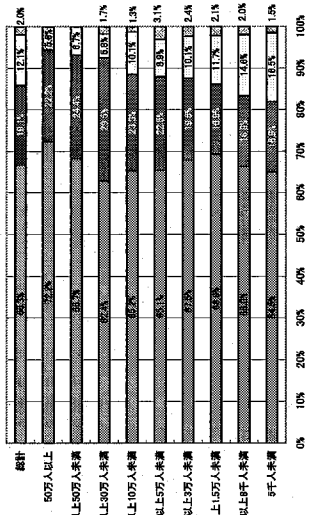
10. 教育委員と首長との意見交換の実施状況

(平成14年度)



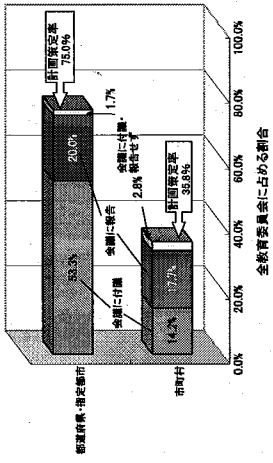
注) 教育委員単独で首長と意見交換をしたものを除く。

【10-2】教育委員と首長との意見交換の実施状況(市町村別)



11. 教育委員会が独自に決定した中長期的な計画

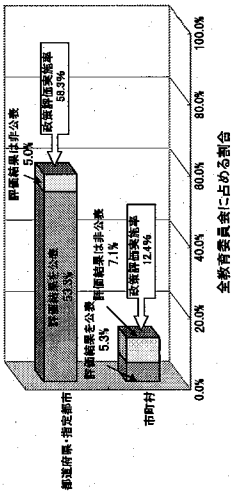
(平成14年度)



注) 各担当課が決定している計画は全てではない。
注) 各課への付属文は報告について集計したものは記載していないため、合計は、計画決定率と一致しない。

12. 教育行政に関する政策評価の実施状況

(平成14年度)



資料3

首長と教育委員会の関係に関する資料

【内容】

- 首長部局への事務の補助執行等の実施例
- 幼稚園及び保育所等に係る行政（窓口）の一本化の事例
- 私立学校に関する事務の教育委員会への補助執行の例
- 首長と教育委員の意見交換会の実施例

首長部局への事務の補助執行等の実施例

例1. 住民に対する各種の事務の窓口を一元化する場合

- 市町村合併に伴う行政区域の拡大に伴う場合など、行政サービスの窓口について住民の利便を図るため、首長部局（旧市町村の区域に置かれる支所等）の職員に事務を一元化している例。（例：岐阜県山県市ほか）
- 補助執行させる事務：
 - ・学齢児童、学齢生徒に対する入学通知書の発行に関する事務
 - ・体育施設、学校施設等の使用申請の受付、使用料徴収に関する事務
- 課題：首長部局を経由し、教育委員会が把握するまで時間を要する。

例2. 専門性を要する事務の一元化を図る場合

- 教育委員会と首長部局の双方で、行政目的は異なるが同種の専門性を要する事務を行っている場合に、事務体制の簡素化等を図るため、首長部局の担当職員に事務を一元化している例。
- 補助執行等させる事務：
 - ・学校施設等の設計・工事に関する事務（例：茨城県総和町ほか）
 - ・事務局職員の研修・衛生等に関する事務（例：神奈川県大和市ほか）
- 課題：
 - ・学校の設計に当たって必要な機能については、教育委員会において、学校からの要望などを行うため、連絡に時間を要する。等

例3. 教育施設等を他の行政目的にも利用する場合

- 教育委員会所管の体育施設について、県外からの各種大会の誘致を目指すなど観光振興に寄与するため、総合的な施設としての整備を首長部局において執行している例。（例：沖縄県恩納村ほか）
 - 首長部局で行う事務：教育委員会の所管施設の整備等に関する事務
- ※なお、管理は教育委員会で行っており、補助執行ではない。

幼稚園及び保育所等に係る行政（窓口）の一本化の事例

- 北海道稚内市（私立8園）
教育委員会の「こども課」で保育所と私立幼稚園の事務を所管。私立幼稚園が保育所業務に参入する「幼児一元化」により、保育所定員の増加を可能とし、併せて、就学前児童の養育環境を整備することを計画。
- 群馬県太田市（私立16園）
保育所に関する事務を教育委員会に委任し、幼稚園に関する事務と保育所の所管を、教育委員会の「こども課」で一体的に行っている。
- 東京都小平市（私立15園）
保育所の事務と私立幼稚園の事務を、市長部局の「保育課」で所管している。「幼稚園アットホーム事業（預かり保育）」の空き情報を保育所の情報と一緒に提供したりしている。
- 静岡県掛川市（公立9園、私立4園）
平成14年度より、保育所に関する市長部局の事務を教育委員会に委任。幼児一体型施設である「乳幼児センターすこやか」の管理運営を含め、公立の幼稚園と公立の保育所の窓口を教育委員会の「幼児教育課」に統合している。
- 大阪府交野市（公立3園、私立6園）
幼稚園に関する事務と保育所の所管を、昭和48年から「幼児対策室」（教育委員会と市長部局の両方に所属）において所管している。幼稚園と保育所を年齢区分方式により運営。

私立学校に関する事務の教養委員会への補助執行の例

- 1. 教育委員会へ補助執行させている例
 - ①秋田県（～平成7年、平成14年度～）
 - 公立の担当の一元化により、県民に分かりやすい行政窓口を構築し、教育の一環の充実を図り、また、生徒指導・進路指導、社会問題等における迅速な対応を図る。
 - 実際に、公立の人的交流や就職問題等への対応で連携が図られるなどのメリットが得られている。
 - 7年度まで一旦市長部局へ事務を戻したが、教育行政のノウハウ等の活用の観点から、再度教育委員会へ補助執行。また、16年度からは、私立学校のほか、保育所に関する事務も補助執行。
 - ②長野県（平成16年度～）
 - 幼稚園と保育所の所管の一元化等、就学前児童を中心にした子どもの教育及びそれに関連する施策を一元的に所管し、総合的な施策立案と事業実施を図る。
 - 私立学校のほか、保育所に関する事務も補助執行
- 2. かつて補助執行させていたが、その後廃止した例
 - ①青森県（昭和36年度～平成12年度）
 - ②茨城県（昭和40年代～平成10年度）
 - ③岐阜県（昭和42年度～平成11年度）
 - かつて補助執行させていた理由
公立の連携協力や、公立間のバランスに配慮し、総合的な教育施策を展開すること、又は県民から分かりやすい行政体制とする。
 - 補助執行を廃止した理由は、それぞれ以下の通り。
青森県：公立の責任体制を明確にすることにより、私立の独自性をより一層発揮できる体制とするための体制とする。
茨城県：生徒数減少期に当たり、公立の役割分担を図る。
岐阜県：私立の独自性に基づき多様な教育の推進と、公立学校との協働と競争を図る。

- 兵庫県八千代町（公立1園）
幼児の教育、福祉の充実強化とその他の機会均等並びに幼児と地域とのふれあい交流を図る総合的な子育て支援の拠点とするため、幼稚園部、保育園部及び子育て相談からなる「幼児ふれあい交流センター（キッズランドやららぶ）」を設置（平成12年）し、教育委員会で所管している。

- 香川県直島町（公立1園）
幼稚園と保育所の共用化施設「直島幼児学園」を設置し、保育所の事務を教育委員会で所管している。

- 佐賀県佐賀市（公立1園、私立30園）
就学前教育の充実と少子化への対応の観点から、教育委員会に「こども課」を設置し、幼稚園、保育所のほか、子育て支援や母子福祉、児童虐待等に関する事務を所管している。

- 宮城県
地域の子育て支援施策の推進や保育所待機児童の解消、幼稚園と保育所の連携に関する総合窓口機能を強化するため、知事部局に「子育て支援室」を新設。（公立幼稚園に関する具体的事務は教育委員会で行う。）（平成16年度より）

- 和歌山県
知事部局に「幼児・少子化対策推進室」を設置。指導主事が教育委員会の職務と当室の職務を兼務し、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、幼保合築、併設等の総合調整に関する事務を行っている。

- 高知県
県教育委員会に「幼保支援課」を設置。「高知県幼児教育連携プログラム」に基づき、知事部局の健康福祉部、各市町村等との連携・協力をしながら、幼稚園・保育所、家庭、地域を支援することとしている。

首長と教育委員の意見交換会の実施例

- 1. 首長、議長等と教育委員等とで意見交換を行う例（岐阜県）
(岐阜県教育協議会)
○概要：教育委員会と行政機関の連携協力を進めるため、各機関の責任者により教育に関する重要事項を協議する。（平成12年7月設置）
○構成：知事、県議会議員、教育委員長（歴長：なし）
教育長が議長として、人事委員会委員長、代表教監委員長がオブザーバとして参加。
○実績：年4回程度
第1回 教員の教育向上等
第2回 海外における教育事情、少人数指導等
第3回 地方分権と教育協議会の役割、教員人事の基本方針等
第4回 キャリア教育、脳科学と教育等
(平成15年度)
- 2. 首長と教育委員等とで意見交換を行う例（島根県）
(知事と教育委員会との意見交換会)
○概要：教育委員、知事がそれぞれの立場から教育について意見等を語り、議論を深め、教育行政の進展を図る。
○構成：知事、教育委員（歴長：教育委員長）
○実績：毎年1月に開催
高校総合体育大会の開催に向けた取組
・30人学級編制の取組状況、今後の在り方
・教員の不祥事への対策
・県立学校の再編成の方向性
・児童生徒の体力、健康教育等
(平成15年度)
- 3. 首長と教育委員等とで意見交換を行う例（三重県河芸町）
○概要：毎月、定期的に町内の部局長による会議を行い、事業予算や合併問題等について、意見交換を行うほか、調査、首長と教育委員とで学校訪問を行い、教育予算、施設管理等について意見交換を行う。
○構成：町長、教育長、各部課長等
○実績：月2回以上、年間40回程度（平成14年度）